

社会福祉施設を経営する社会福祉法人 の経理規程準則にかかる取扱いの 一部改正について

平成9年12月11日

厚生省 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、
社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、
児童家庭局企画課長

今般、昭和51年1月31日社施第25号「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」の一部改正されたところであるが、これに伴い、昭和51年1月31日社施第25号の2「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」を下記のとおり一部改正することとしたので、今後の会計処理に遺憾なきを期すよう管下社会福祉法人に周知徹底方願する。

記

「5 契約事務関係」の(2)の次に、次の(3)、(4)、(5)及び(6)を加える。

(3) 随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。

ア 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合

特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合

既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工

事を行う場合

契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合

契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合

日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合

イ 緊急の必要により競争に付することができない場合

電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合

災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合

ウ 競争入札に付することが不利と認められる場合

現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合

買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがある場合

緊急の契約をしなければ、契約する機会

を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないおそれがある場合
ただし、予定価格が500万円以上の施設整備及び設備整備を行う場合は、前記 及び
の適用は受けない。

- エ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
物品の購入にあたり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格を比して有利な価格でこれを購入可能な場合
価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合
ただし、予定価格が500万円以上の設備整備を行う場合は、前記 及び の適用は受けない。

(4) 価格による随意契約は、2社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。

また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定にあたっては、公平性、透明性の確保に十分留意すること。

なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。

(5) 予定価格の定め方は次のとおりとする。

ア 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で、燃料の契約など品質、価格が安定していて、契約を反復して締結する必要がないものなどは、単価についてその予定価格を定め、見込み数量を勘案した総額をもって決定することができる。

イ 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績や当該年度の予算を参考取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

なお、施設整備などの契約の場合は、設計事務所に意見を徴するなどにより予定価格を定めるものとする。

(6) 施設整備及び設備整備にかかる契約については、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成9年3月28日付社援企第68号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）に変更を加えるものではない。

また、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担（補助）について」（厚生事務次官通知）等にかかる施設整備及び設備整備にかかる契約については、交付の条件によること。